

平成29年 第2回

# 長与町議会定例会会議録

平成29年 6月 6日開会

平成29年 6月15日閉会

長与町議会

平成29年第2回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成29年 6月 6日  
本日の会議 平成29年 6月 6日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員  
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員  
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員  
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員  
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員  
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君  
課 長 補 佐 細田 浩子 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君  
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君  
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君  
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君  
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君  
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君  
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君  
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君  
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君  
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君  
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君  
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君  
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君  
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君  
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君  
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

9番 西岡 克之 議員

10番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時23分

平成29年第2回長与町議会定例会  
議事日程（第1号）

平成29年 6月 6日（火）

午前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	—	長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会報告について	
6	報告1	長与町国民保護計画の一部変更について	
7	報告2	平成28年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
8	報告3	平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
9	報告4	西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について	
10	31	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて	
11	32	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
12	33	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
13	34	町道路線の廃止について	
14	35	町道路線の認定について	
15	36	平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）	
16	37	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
17	38	長与町農業委員会の委員の任命について	
18	39	長与町農業委員会の委員の任命について	
19	40	長与町農業委員会の委員の任命について	
20	41	長与町農業委員会の委員の任命について	
21	42	長与町農業委員会の委員の任命について	



平成29年第2回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 6月6日（火） ～ 6月15日（木） 10日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
6	6	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明）
					（議案調査）
	7	水	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前） 饗庭議員・岩永議員 （午後） 分部議員・西岡議員・安部議員
	8	木	9：30	本会議	一般質問（4名） （午前） 堤議員・浦川議員 （午後） 金子議員・河野議員
	9	金	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	10	土	—	休 会	
	11	日	—	休 会	
	12	月	9：30	委員会	付託案件審査
	13	火	9：30	委員会	付託案件審査
	14	水	9：30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ
15	木	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）	

7 日	午前	饗庭 敦子 議員 ① 住民参加のまちづくりについて ② 町職員の生産性向上について
		岩永 政則 議員 ① 公共下水道区域拡大等について ② 公共施設及び小中学校の洋式トイレ化と温水洗浄便座設置について ③ 長与皿山窯跡の整備について
	午後	分部 和弘 議員 ① 安全安心な町づくりについて
		西岡 克之 議員 ① 本町の福祉問題について ② 本町の道路、交通政策について
		安部 都 議員 ① 教職員の長時間労働問題と今後の働き方改革について ② 男女の育児休暇取得率の向上について
		堤 理志 議員 ① バス、乗り合いタクシーの運行について ② 難病の福祉医療助成制度の周知について ③ 平和で安全な町宣言の具体化について
8 日	午前	浦川 圭一 議員 ① 一般会計予算の中で、出張旅費計上の基本的考え方について ② 毎年実施されている議会の委員会における県外視察による現地調査の成果について ③ 公共工事等の指名理由及び契約内容等の公表について
		金子 恵 議員 ① 安心安全に対する政策について
	午後	河野 龍二 議員 ① 長与町放課後児童クラブの対策について ② 高齢者支援について ③ 公共施設有料化について

### ○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから平成29年第2回長与町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、9番、西岡克之議員、10番、岩永政則議員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から6月15日までの10日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの10日間に決定いたしました。

次に日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配付したとおりであります。これで議長報告を終わります。

次に日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許します。

吉田町長。

### ○町長（吉田慎一君）

改めまして、皆さんおはようございます。初夏になりまして、柔らかい日差しが若葉に降りそそぐ候となってまいりました。議員各位におかれましては、ますますご清栄のことと存じ上げております。平成29年第2回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。それと、先般の町民一斉大清掃では、本当に議員の皆さん方も多数御出席賜り、感謝申し上げますというふうに思っております。本日から開会をしていくわけでございますけれども、本議会におきましても重要な案件をお願いいたしておりますので、どうぞよろしく御審議をいただき、御決定をいただきますようお願いを申し上げます。それでは、3月から5月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主要な部分だけご報告をさせていただきます。

はじめに、3月12日に今年で4回目となる交流人口の増加と長与町のPR、地域の活性化を目的といたしました長与シーサイドマルシェを開催いたしました。天候に恵まれたほかに、移動動物園の開設やヘルシーウォーキング大会の同一開催などによりまして、およそ7,000人を集客することができ、盛会裏に終了することができました。御協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。4月に入りまして、6日に長与中央橋開通式を執り行いました。長与中央橋は都市計画道路西高田線の起点に位置し、長崎多良見線や榎の鼻交差点の交通渋滞の解消を目的として整備を行っておりまして、5月23日には北陽台高校付近の現道までの新設区間を供用開始をしたところでございます。また、大型商業施設から中央商店街への相乗効果も期待しているところ

ろでございます。開通式では、議員各位におかれましてはお忙しい中に御出席をいただき感謝申し上げる次第でございます。12日に自治会長会、保健環境連合会の総会が開催されております。新しく24名の方が自治会長に就任されました。19日には、西日本電信電話株式会社長崎支店と災害時特設公衆電話設置についての協定を締結しております。これは大規模災害時の避難者の通信手段の確保のために、町指定避難所27施設のうち、大規模災害時に開設の可能性が高い16施設に災害用の特設電話を設置するための協定になっております。そしてまた同日、九州電力株式会社長崎配電事業所と九州電力災害復旧に関する協定を締結しております。これは大規模災害時に停電になった場合、電力の早期復旧のために情報の共有を図り、倒木などによる道路の警戒や復旧応援車の待機場所、資材置き場の確保などについて、協力を行うための協定となっております。28日には、農業委員会委員候補者評価委員会を開催しております。これは、昨年の農業委員会法等の改正により、農業委員の選出が従来の公選制から推薦公募により首長が議会の同意を得て任命するように改められました。推薦公募いただいた候補者を候補者評価委員会で選考し、今議会におきましてご審議いただくようにしておるところでございます。5月に入りまして、17日に町道舗装路面を含むインフラ施設の早期改修に向け、社会資本整備総合交付金の確保につきまして、国土交通省及び財務省へ要望を行ってまいりました。5月25日には、イオンタウン株式会社及びマックスバリュ九州株式会社と災害時における一時避難場所の確保と食料品や生活物資の提供についての防災協定を締結しております。梅雨入りを前に、これから雨も多くなる時期となります。今後も災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。同日、放課後児童クラブとのほっとミーティングでは高田児童館を訪ね、その現状を視察させていただき、利用状況等につきまして意見交換を行っております。また、この行政報告には記載しておりませんが、4月、5月と各種団体の総会が数多く開催されておきまして、日程の調整がつく限り出席させていただいておるところでございます。その他に、お手元に配付のとおり、多くの会議、事業等がっております。次に載せております5,000万未満の入札結果と合わせまして、ご参照いただければと存じます。以上が3月から5月にかけての行政報告でございます。

#### ○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。次に日程第5、長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会報告についてを議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

ふるさと創生まちづくり調査特別委員会委員長。

#### ○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。少し時間をいただきたいというふうに思いますが、それでは長与町ふるさと創生まちづくり調査特別委員会調査研究につきましてご報告をいたします。本特別委員会は去る平成27年9月7日の本会議におきまして、調査研究を行うため、全議員の賛成をもって設置をされました。委員数は議長を除く15名でありま

す。調査研究等の内容につきましては、1つはまち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること、2つ目には第9次総合計画に関すること、3つ目には公共施設等総合管理計画に関すること、4つ目にその他ふるさと創生及びまちづくりに関することでありました。まず、1番目のまちひとしごと創生総合戦略につきましては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに首都圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごとの創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものであります。次に、2つ目の第9次総合計画は、平成28年度から平成32年度までの今後5か年間の町政運営の基本となるものであります。なお、第1回から第5回の委員会におきまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第9次総合計画は、去る28年3月28日の本会議で既に報告をいたしておりますので、今回は省略をいたします。今回は、3番目の公共施設等総合管理計画について報告をいたします。公共施設等総合管理計画は、施設の維持補修、建替や統廃合、耐震補強等について総合的かつ計画的な管理を推進するための今後の指針となるものであります。平成28年2月8日から7回にわたり調査研究を行ってまいりました。ここにその経過等を報告いたしますが、質疑等につきましては、全て記載することができなかつたことを御了承いただきたいと思います。それでは、調査研究、その他の内容について御報告をいたします。第6回は平成28年2月8日に開催をいたしました。公共施設等総合管理計画についてを議題といたしました。高度経済成長以降に行政需要が増大し、昭和40年代から60年代にかけて学校、公営住宅などの公共施設の充実が求められ、集中的に整備がなされてまいりました。現在、建物が40年から50年ほど経過し建替の時期を迎えているのが現状でございます。また、道路などのインフラにつきましても老朽化している現状にあります。こうした状況の中で、非常に厳しい財政状況と人口減少が見込まれる中、住民のニーズの変化に的確に対応し、施設の維持補修、建替や統廃合、耐震補強等について、総合的にかつ計画的な管理を推進するための方針を立てていくことが必要であります。国におきましては、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定いたしております。地方公共団体におきましても、国と歩調を合わせ公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定するように要請がなされたところでありました。このような説明を受けて質疑を行いまして、1、2紹介をいたしますと、総合管理計画によって公営住宅等長寿命化計画の個別計画は内容に変更があるのかという質問でございましたが、それに対して、既にある計画は、逆にその方針を総合管理計画に取り上げるようになるという答弁でございます。もう1つは、策定スケジュールはどうなっているのかということに対して、4月に業者とスケジュールを立てる。委員会には4月に示すことができると、以上のような答弁がございました。それから、第7回は平成28年4月20日に開催をいたしました。今回は、公共施設等総合管理計画の策定スケジュールについてを議題として委員会を開催いたしました。その中で主なものを

申し上げますと、1つには公共施設管理データベースの作成、2つ目には将来更新コストの試算、3つ目には公共施設等の現状及び将来の見通しの検討、4つ目には公共施設等総合管理計画の枠組みの検討、5つ目には公共施設等の評価、6つ目に施設類型ごとの基本方針の検討、7番目に公共施設等総合管理計画策定についての説明を受けたところであります。それから、大きく2つ目には、公共施設の類型案及び個別施設計画についてであります。若干申し上げますが、施設の大分類は建物施設、インフラ施設、企業会計施設と3つに分類をしている。さらに、施設の特性や機能を踏まえ、建物施設では学校教育系施設、市民文化系施設、社会教育系の施設など9つの分類にされております。インフラ施設は、道路、トンネル、橋梁、公園の4つ。企業会計施設は、上水道施設や下水道施設の2つに分類し、それぞれの類型に該当する本町の主な施設について掲載をしているということでございます。個別施設計画は、公営住宅等長寿命化計画、ごみ処理場の熱回収施設の運営、維持管理業務の委託、橋梁長寿化修繕計画、水道事業中期計画、下水道事業長寿化基本計画は策定済みであり、平成28年度中に仮設道路長寿命化修繕計画を策定する予定ということでございました。若干質疑を申し上げますと、管理計画を策定すると同時に財政的なシミュレーションを行うのか。これに対して、更新コスト長寿命化した場合のコスト軽減から財政的なシミュレーションを示すということでございます。もう1つは、調査の結果、危険度が高いという施設があった場合、それに対しての対応はどうするのか。これに対して、危険な施設が明らかになった場合は、安全確保を考慮し、別途対策をとる必要があるということでございました。次に4ページにまいります。第8回、平成28年7月28日に開催をいたしました。5ページにまいります。第9回でございますが、平成28年10月26日に開催をいたしております。10ページをお開きいただきたいと思います。第10回は平成29年2月1日に開催をいたしまして、長与町公共施設等総合管理計画案についてを議題といたしております。特に更新や大規模改修における試算では、自己保全型として現在保有をしている施設を耐用年数経過後に現在と同じ規模を建て替えると仮定した場合には、今後40年間で必要となる経費について試算を行い、トータルコストとして約468億円としている。これを単純に年割りすると約11億7,000万円が必要となってくる。一方で、予防保全型として計画的に大規模改修を行い、長寿命化を図った場合のトータルコストとして、40年間で約393億円、更新費用を年割りすると9億8,000万円となるというような説明がございました。こういうことに対して若干質疑の状況を申し上げますと、同じ建物で上長与児童館、ニュータウン防災センターと2つ分かれているが、こういう場合の分類の仕方はどう考えるのか。これに対して、施設類型が違うこと、今後も合築していくかの検討をするための分類をしているということでございます。企業会計の施設の費用は一般会計からの補填になるのかという質問に対して、企業会計での支出になる、下水道は交付税措置があり一部一般会計からの支出があるというような質疑応答がなされております。それから、次のページ、第11回でございますが、29年3月28日に

開催をいたしたところでございます。14ページの最後にまいりますが、終わりになりますけれども、この公共施設等総合管理計画につきましては、国において経済財政運営と改革の基本方針が平成25年6月14日閣議決定され、インフラの老朽化が急速に進行する中、新しく作ることから賢く使うことへの重点化が課題であるとのことから、平成25年11月インフラ長寿命化基本計画が策定をされました。地方公共団体におきましても、国の動きと歩調を合わせ速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等総合管理計画の策定に取り組むよう、総務大臣から要請がなされたところであります。このことを受けて、本町におきましても、平成29年3月末日を目標に、長与町公共施設等総合管理計画に向けて、その取り組みが進められていたところでございます。そこで総合管理計画の策定期間が今年3月、平成29年です。3月末日と設定されていた関係上、約1年間という短い期間でありましたけれども、委員各位の積極的な協力により本計画の調査研究を進めることができたところであります。今後は、個別の施設計画が財政状況を考慮しながら策定されることとなります。議会としても注視しつつ見守っていく必要があると思っています。以上をもって、長与町ふるさと創生調査特別委員会に付された3つの調査研究事項は全部終了することといたします。ここで、西岡副委員長共々、心から感謝を申し上げます。本特別委員会の調査研究に対し、吉田町長をはじめ、久保平企画財政部長、荒木政策企画課長及び関係職員に対し、深甚なる感謝の意を表し報告といたします。平成29年6月6日長与町ふるさと創生調査特別委員会委員長岩永政則。以上でございます。

**○議長（内村博法議員）**

これで委員長の報告を終わります。

ただいまの報告のとおり、これをもちまして本特別委員会の調査を終了いたします。

次に日程第6、報告1長与町国民保護計画の一部変更についての発言を許します。

吉田町長。

**○町長（吉田慎一君）**

報告1につきましては、所管より報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（内村博法議員）**

荒木総務部長。

**○総務部長（荒木重臣君）**

おはようございます。それでは報告をいたします。報告1長与町国民保護計画の一部変更についてでございます。平成19年3月に作成しました長与町国民保護計画につきまして、平成28年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。今回の変更は、長与町の機構改革に伴う組織の名称変更、国の行政機関の一部修正及び気象データなどの年次データの更新で、変更箇所につきましては新旧対照表に朱文字で記載しておりますので御参照ください。

以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第7、報告2平成28年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告2につきましては、所管より報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。それでは御報告申し上げます。報告2平成28年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。先の3月定例会で議決をいただきました補正予算第5号の繰越明許費7件、合計8億2,138万2,000円に対しまして、翌年度繰越額は個人番号カード交付事業費負担金以下7件、合計7億7,741万5,000円でございます。翌年度繰越額の財源内訳は、収入済の特定財源として8,580万2,000円、未収入の特定財源として国県支出金2億6,494万2,000円、地方債3億2,760万円、一般財源9,907万1,000円となっております。また、未収入特定財源の国県支出金の内訳は、国庫支出金2億6,473万2,000円、県支出金21万円でございます。以上、御報告申し上げます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第8、報告3平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告3につきましては、所管より報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。報告3平成28年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。平成28年度の繰越明許費は、1款土木費1項都市計画費の高田南土地区画整理事業、限度額4億6,836万7,000円に対し、翌年度繰越額4億5,592万6,000円とするものでございます。財源内訳につきましては、国県支出金2億5,855万4,000円、その他1億9,737万2,000円でございます。繰越の主な内訳としましては、工事3件となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第9、報告4西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についての発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告4につきましては、所管より報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

改めまして、おはようございます。それでは報告4について御報告をさせていただきます。報告4西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し報告いたします。書類の内容は平成29年度予算及び平成28年度決算となっております。まず平成29年度予算につきまして概要を説明いたします。1ページをお開き願います。第2条では収益的収入及び支出の予定額として収益的収入の合計を4,107万8,000円、収益的支出の合計を4,120万円と定めております。2ページをお開きください。第3条では資本的収入及び支出の予定額として資本的収入の合計を153万9,000円。資本的支出の合計を4,211万4,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,057万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものと定めております。第4条では短期借入金の限度額、第5条では予算の弾力運用について定めております。

予算に関する説明書につきましては、御参照いただきたいと思います。

続きまして平成28年度決算につきまして概要を説明いたします。決算諸表の1ページをお開きください。平成28年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は面積1万4,240.94平方メートル、金額11億3,786万4,970円となっております。また、16万983円の利益が生じたので、準備積立金の合計は234万6,616円となっております。2ページには主な処理事項、3ページには理事会及び監事会開催状況と役職員に関する事項を記載しております。4ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計が、それぞれ11億4,521万1,586円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は734万6,616円となっております。5ページの財産目録には、資産及び負債の内訳を記載しております。6ページの損益計算書では、収益から費用を差し引いた当期純利益が16万983円となっております。7ページのキャッシュフロー計算書では、事業活動、投資活動、財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金及び現金同等物増加額が8万6,258円で、期末残高では231万6,616円となっております。次に、添付している附属明細書の中で長与町に係る土地の変動について説明いたします。2ページ3ページの事業用資産明細表でございます。長与町分の当期増加高では支払利息3件の合計211万1,883円が増加し

ております。当期減少高の内訳として、高田南土地区画整理事業用地で面積282.67平方メートルの町の買い戻しに係る減少と土地の貸付に係る使用料等の充当分による減少があり、長与町合計で7,408万832円の減少となっております。したがって、長与町分の期末残高の合計は、面積が1万3,763.5平方メートル、用地費と支払利息合わせて10億9,916万5,383円となっております。

以上で書類の説明と報告を終わります。

#### ○議長（内村博法議員）

次に日程第10、議案第31号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて、日程第11、議案第32号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第34号町道路線の廃止について、日程第14、議案第35号町道路線の認定について、日程第15、議案第36号平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第31号から第36号までの提案理由を御説明をいたします。はじめに議案第31号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。本議案につきましては、町が管理、使用している公用車で発生いたしました物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年5月11日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものであります。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、個人情報などを配慮し氏名をAとして記載しております。当該事故の概要につきましては、平成29年3月21日午前10時9分頃、高田郷3779番地4の町道西高田日当野線上で発生したもので、介護保険課の嘱託職員が公用車で訪問先に向かって、制限速度時速40キロのところを時速30キロの速度で走行中に、進行方向左側の町道西高田人道橋線より右折して来た相手方の車両が公用車の左後方面に接触し双方の車両が損傷をしたものであります。その後、相手方と示談交渉を進めて、結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては、町の過失割合を3割、相手方の過失割合を7割とし、それぞれその損害を賠償するものであります。なお、今後は本件事故に関し、双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものであります。この和解による町の損害賠償の額は、相手方の損害額12万6,000円のうち過失割合3割に相当する額3万7,800円を相手方に対して支払うものであります。今回発生した物損事故につきましては、速やかに処理し問題解決を図りたいということで、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年5月11日に専決処分をした次第でございます。以上が提案の内容でございます。今後、職員の公用

車の運転には交通安全への指導徹底に努めてまいります。御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に議案第32号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は附属機関について新たに追加するものです。まず、長与町地域公共交通会議につきまして、本町では昨年度、地域公共交通網の現況調査及び課題分析を行い、その改善方策の方向性を示した地域公共交通網改善計画を策定いたしました。本町は全国平均に比べバス路線は一定充実しておりますが、急傾斜かつ狭隘な道路で形成された団地でバス利用が不便な地域や、町の中心部方面など目的地別に見た場合に移動がしにくい地域が存在しております。計画では改善策として乗合タクシーなどの新交通システムの導入検討、町内循環バスの検討などを掲げており、これを進めるために、本町の公共交通に関する協議を行う場として、長与町地域公共交通会議を設置するものでございます。会議では、道路運送法施行規則に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送のあり方、運賃料金等に関する事項などを協議することとしております。本年度は急傾斜かつ狭隘な道路で形成された団地での乗合タクシー等の試験運行に向けた協議を予定しております。委員の構成は道路運送法施行規則第9条の3の規定に基づき、地方公共団体、バスタクシー事業者、住民または利用者、長崎運輸支局、バスタクシー運転手の組織する団体、警察、学識経験者など25人程度を想定しており、任期は2年としております。次に長与町地域福祉計画推進委員会につきまして、本町における地域福祉計画の策定、推進に当たり、専門的、客観的見地からの意見を反映させるため、長与町地域福祉計画推進委員会を附属機関として設置するものでございます。委員の構成は社会福祉法第107条の規定に基づき、10人程度を想定しており、任期は2年としております。附則ではこの条例の施行日を平成29年7月1日からとしております。

次に議案第33号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について新たに追加するものです。別表町長の部の改正において、地域の実情に即した旅客輸送サービスの実現に必要な事項を協議するに当たり長与町地域公共交通会議の新設、地域福祉計画の効果的、効率的な策定、推進に当たり長与町地域福祉計画推進委員会の新設を行うものです。附則では、この条例の施行日を平成29年7月1日からとしております。

次に議案第34号町道路線の廃止につきまして提案理由の御説明を申し上げます。議案の後に位置図及び町道廃止路線図を添付しております。路線図には起点を丸、終点を三角で表示しておりますので御参照ください。本議案は、道路法第10条第3項の規定により、町道路線の廃止をお願いするものでございます。それでは路線ごとに説明をいたします。路線番号486道ノ尾中田線は延長136.4メートル、幅員2.5から4.6メートルの町道として認定しておりますが、高田南土地区画整理事業に関連した道路整備に伴い、新たに認定を行うため現町道を廃止するものでございます。続きまして、

路線番号1140高田南12号線は延長83.9メートル、幅員6メートルから10.2メートルの町道として認定しておりますが、前路線同様に新たに認定を行うため現町道を廃止するものでございます。

次に議案第35号町道路線の認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。議案の後に位置図及び町道認定路線図を添付しております。路線図には、起点を丸、終点を三角で表示しておりますので御参照ください。本議案は道路法第8条第2項の規定により町道路線の認定をお願いするものでございます。それでは路線ごとに説明をいたします。路線番号299ニュータウン59号線は延長135.5メートル、幅員6メートルで、民間開発行為による宅地造成に伴う公衆用道路の帰属による路線であります。路線番号1151高田南12号線は計画延長240.7メートル、幅員6.0から10.2メートル、路線番号1152高田南108号線は計画延長21.8メートル、幅員3メートルでありまして、2路線とも高田南土地区画整理事業における道路整備に伴う路線であります。路線番号1321北陽台20号線、延長24.8メートル、幅員6メートル、路線番号1322北陽台21号線、延長38.9メートル、幅員6メートル、路線番号1323北陽台22号線、延長22.2メートル、幅員6メートルの3路線は民間による宅地造成に伴う公衆用道路の寄附による路線であります。以上、6路線の町道認定をするものでございます。

次に議案第36号平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,442万6,000円を追加いたしまして、補正後の総額を122億3,572万6,000円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の13款国庫支出金では福祉・介護職員処遇改善加算の取得促進特別事業補助金を計上いたしております。17款繰入金では財源調整のための財政調整基金の繰入金を計上、19款諸収入では一般コミュニティ助成金を計上いたしております。続いて3ページの歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費では長崎市賑町中央公園にありました蒸気機関車の解体に伴い、車両の一部を長崎市から譲り受け、原爆救援列車の始発駅である長与駅周辺に設置する経費を計上、また、乗合タクシー等導入の検討を進めるための地域公共交通会議開催に係る経費を計上いたしました。3款民生費では長与町第2次地域福祉計画の進捗状況の評価をするための附属機関設置に係る経費及び障害者福祉システム改修業務委託料を計上いたしております。4款衛生費では高田郷コンポスト跡地の調査等業務委託並びに環境対策工事費を計上、10款教育費では主体的対話的で深い学びを実践するためのICT活用ツールとして、町内中学校に対しタブレット端末を一部導入するための電算機器借上料を計上。また岡浮立保存会の傘鉾の整備に対するコミュニティ助成事業補助金を計上いたしております。以上が補正予算（第1号）の主な内容でございます。議案の後に平成29年度長与町一般会計補正予算（第1号）に関

する説明書を添付いたしておりますので御参照願います。以上が議案第31号から第36号までの主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（内村博法議員）

次に日程第16、議案第37号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第17、議案第38号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第18、議案第39号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第19、議案第40号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第20、議案第41号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第21、議案第42号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第22、議案第43号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第23、議案第44号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第24、議案第45号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第25、議案第46号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第26、議案第47号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第27、議案第48号長与町農業委員会の委員の任命について、日程第28、議案第49号長与町農業委員会の委員の任命についてを一括議題といたします。

ただいま一括議題としております議案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

#### ○町長（吉田慎一君）

それでは、議案第37号から第49号までの提案理由を御説明をいたします。はじめに議案第37号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御説明を申し上げます。平成26年7月7日から現在に至るまでの1期、長与町固定資産評価審査委員会委員として御尽力を賜りました林田茂氏の任期が本年の7月6日もちまして満了となります。今回、林田氏に再度選任をお願いしたく、地方税法第423条第3項の規定により御提案を申し上げる次第でございます。林田氏は一級建築士の資格をお持ちで南陽台の自宅に建設設計事務所を開設されており、また長崎県建築士事務所協会に所属し後進の育成などにも御尽力されている方でございます。町内の状況もよく把握をされておられ、固定資産評価の実態にも精通された方で、固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信をいたしております。

続きまして、議案第38号から第49号までの提案理由を御説明いたします。今回の長与町農業委員会の委員の任命につきましては、平成27年9月4日に公布され平成28年4月1日に施行されました農業委員会等に関する法律等の改正に伴うものでございます。この改正により、農業委員は公選制から市町村長による任命制へと移行しております。任命制の具体的方法は、公選制に替わる地域の信任を踏まえた代表性の確保の観点から、あらかじめ地域の農業者や農業団体等に農業委員の候補者の推薦を求め、併せて公募を行い、その結果を長与町のホームページで公表いたしました。今回上程いたします12議案において、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、選任に際し議会の同意を必要とするものでございます。新委員の任期は現農業委員の任期満了

日後である平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

はじめに議案第38号につきまして、水谷勉氏は平成27年7月から現在に至るまで農業委員として尽力され、また長崎西彼農業協同組合の役員を歴任し、農業に関する識見が高く、認定農業者として地域の中核となり熱心に農業に従事しておられる方でございます。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第39号につきまして、山本純博氏は平成26年7月から現在に至るまで農業委員として尽力され、認定農業者として地域農地利用の推進を図り、地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第40号につきまして、柳原厚志氏は平成26年7月から現在に至るまで農業委員として尽力され、地域からの信頼も厚い方であります。その他所在等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

議案第41号につきまして、上杉司氏は平成26年7月から現在に至るまで農業委員として尽力され、地域農業や農家情報に精通しており、地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第42号につきまして、岡崎道子氏は農業に熱心な地域の女性リーダーであり地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第43号につきまして、柿本香代氏は平成26年7月から現在に至るまで農業委員として尽力され、認定農業者として地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第44号につきまして、渡邊章三氏は元農業委員であり、認定農業者として地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第45号につきまして、古立英明氏は地域農業や農家情報に精通しておられ、認定農業者として地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第46号につきまして、益富雅彦氏は平成28年より農業へ従事され地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第47号につきまして、辻田晶夫氏は平成11年より農業に従事され、認定農業者として地域からの信頼も厚い方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第48号につきまして、田中稔氏は認定農業者であり平成23年7月から2期に至るまで農業委員として尽力され、また農業委員会会長も就任された方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

次に議案第49号につきまして、崎山光子氏は長与町特産品直売所まんてんへ漬物ジャム等を加工し販売を行っており、農業に関心があり、消費者の立場から応募いただきました方であります。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。

農業委員会の委員の議案における12名の方々は、皆様人格識見が高く、農地法等によりその権限に属された事項や農地利用の最適化の推進を図るためには、必要な方々と確信しております。以上、議案第37号から第49号につきまして、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（内村博法議員）**

次に、陳情につきましては、お手元に配付した請願陳情文書表のとおり1件で、参考配付といたしております。

これにて、本日の日程は終了します。

本日はこれで散会いたします。お疲れ様でした。

（散会 10時23分）